

令和4年度 第3回佐賀県公共事業評価監視委員会
議 事 次 第

日時：令和5年2月2日（木）9:30～

場所：佐賀県庁新館4階 特別会議室

1 開会

2 県土整備部長挨拶

3 議題

《諮問事項》

(1) 令和4年度公共事業再評価対象箇所について[資料1、2]

- | | | |
|--------------------|----|----------|
| ・ 県営クリーク防災機能保全対策事業 | 3件 | 【農山漁村課】 |
| ・ 道路整備交付金事業等 | 8件 | 【道路課】 |
| ・ 都市公園事業 | 2件 | 【まちづくり課】 |
| ・ 広域河川改修事業等 | 5件 | 【河川砂防課】 |

《報告事項》

(2) 新規評価実施箇所数一覧について[資料3] 【県土企画課】

(3) 公共事業新規評価個別地区の評価について[資料4、5、6]

- | | |
|-------------------------|---------|
| ・ 港湾整備交付金事業 伊万里港（久原南地区） | 【港湾課】 |
| ・ ため池等整備事業 丹花地区 | 【農山漁村課】 |
| ・ 道路整備事業 一般国道204号（松島工区） | 【道路課】 |

4 閉会

佐賀県公共事業評価監視委員会委員

| 氏名 | 役職名 |
|----------------------|-----------------|
| いとう ゆきひろ 伊藤 幸広 | 佐賀大学理工学部理工学科教授 |
| いのはえ たくろう 猪八重 拓郎 | 佐賀大学理工学部理工学科准教授 |
| そのだ りゅうのすけ 蘭田 竜之介 | 佐賀大学経済学部経済学科准教授 |
| さとう わかこ 佐藤 和歌子 | NPO法人森林をつくろう理事長 |
| じんのうち よしひろ 陣内 芳博 | 佐賀経済同友会代表幹事 |
| とりい ともこ 鳥井 智子 | フリーアナウンサー |
| もりた みゆき 守田 美由紀 | 佐賀県小中学校校長会 |
| むた きよたか 牟田 清敬 | 弁護士 |
| やまもと ちょうじ 山本 長次 | 佐賀大学経済学部教授 |
| たなか ゆきえ 田中 幸恵 | 有限会社 田中農場 |

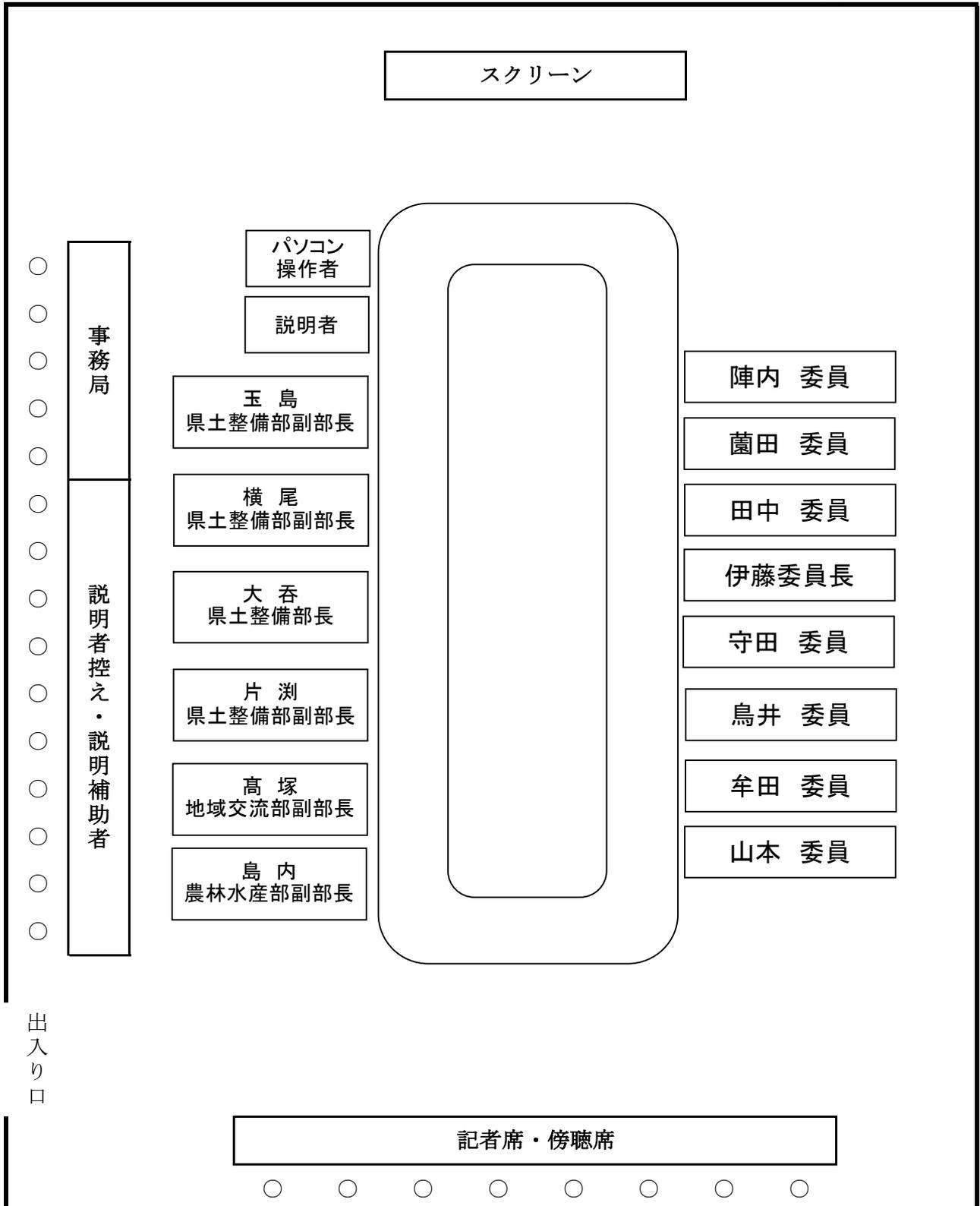
任期：令和3年7月1日～令和5年6月30日

令和4年度 第3回佐賀県公共事業評価監視委員会

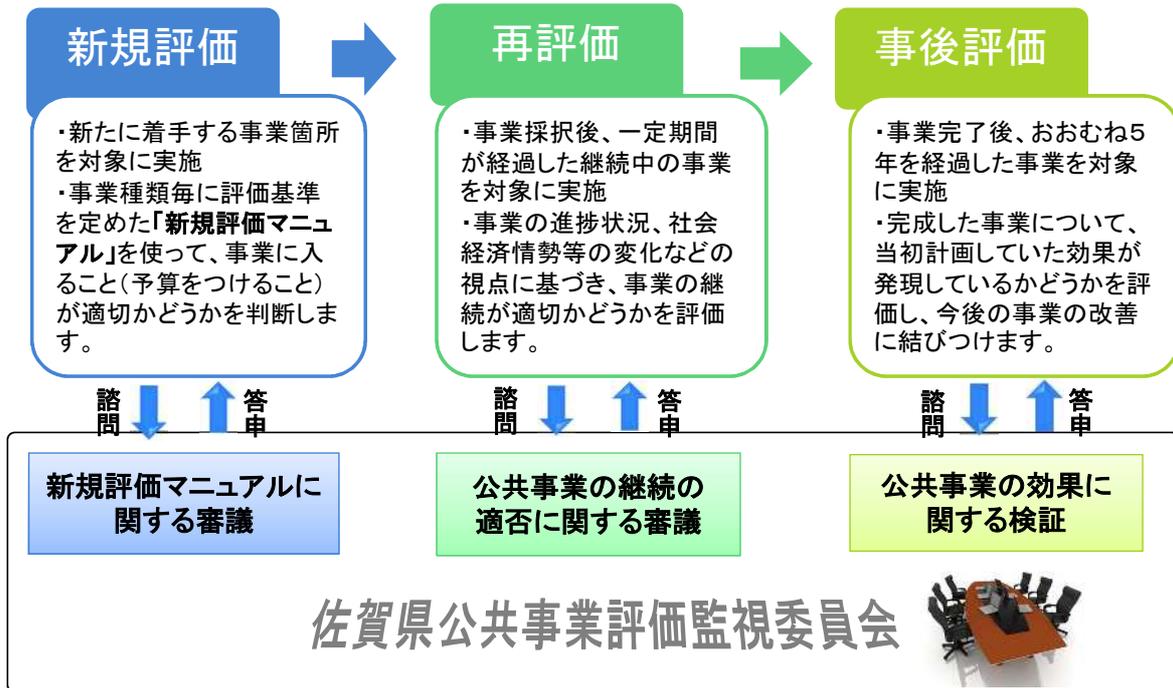
日時：令和5年2月2日（木）
9:30～12:00

場所：特別会議室

座席表

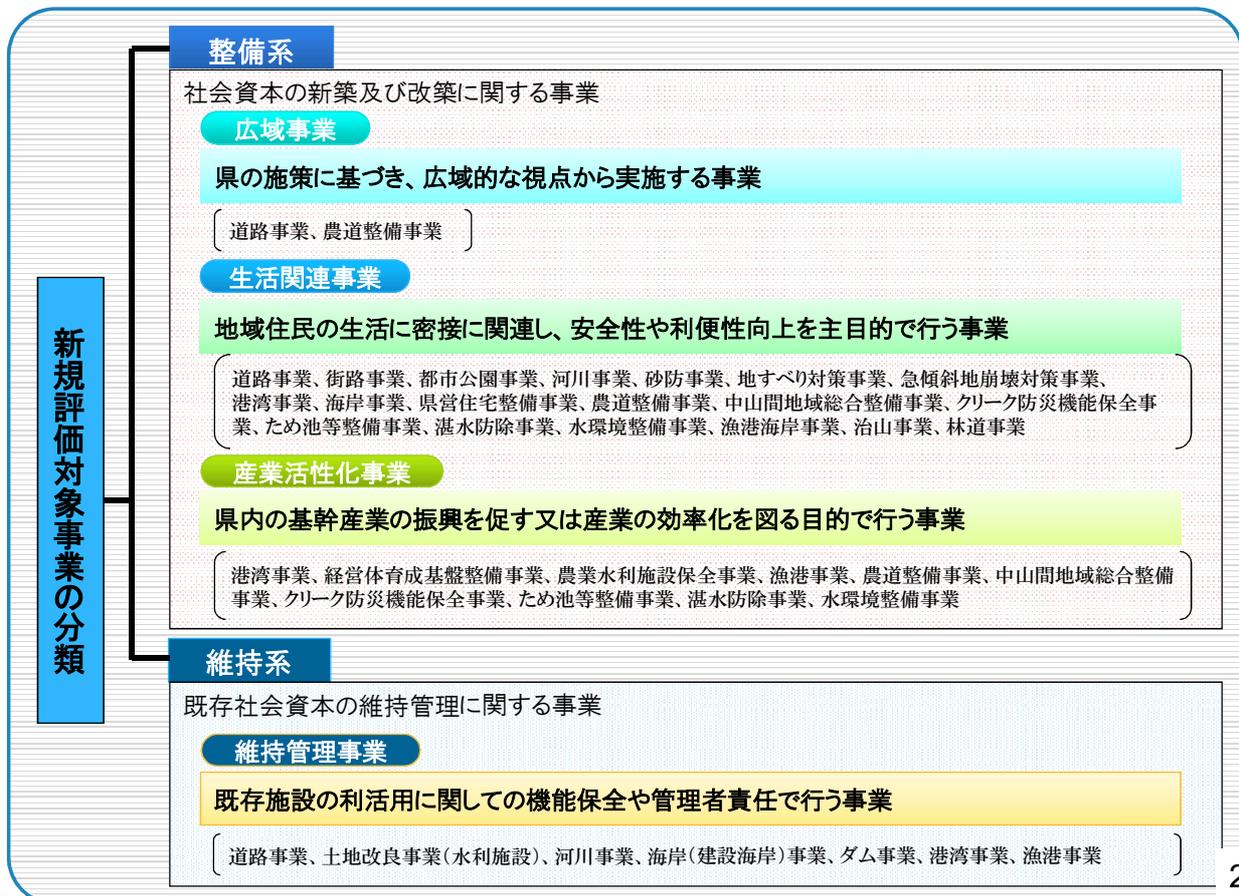


目的：公共事業の効率性と実施過程における透明性の向上



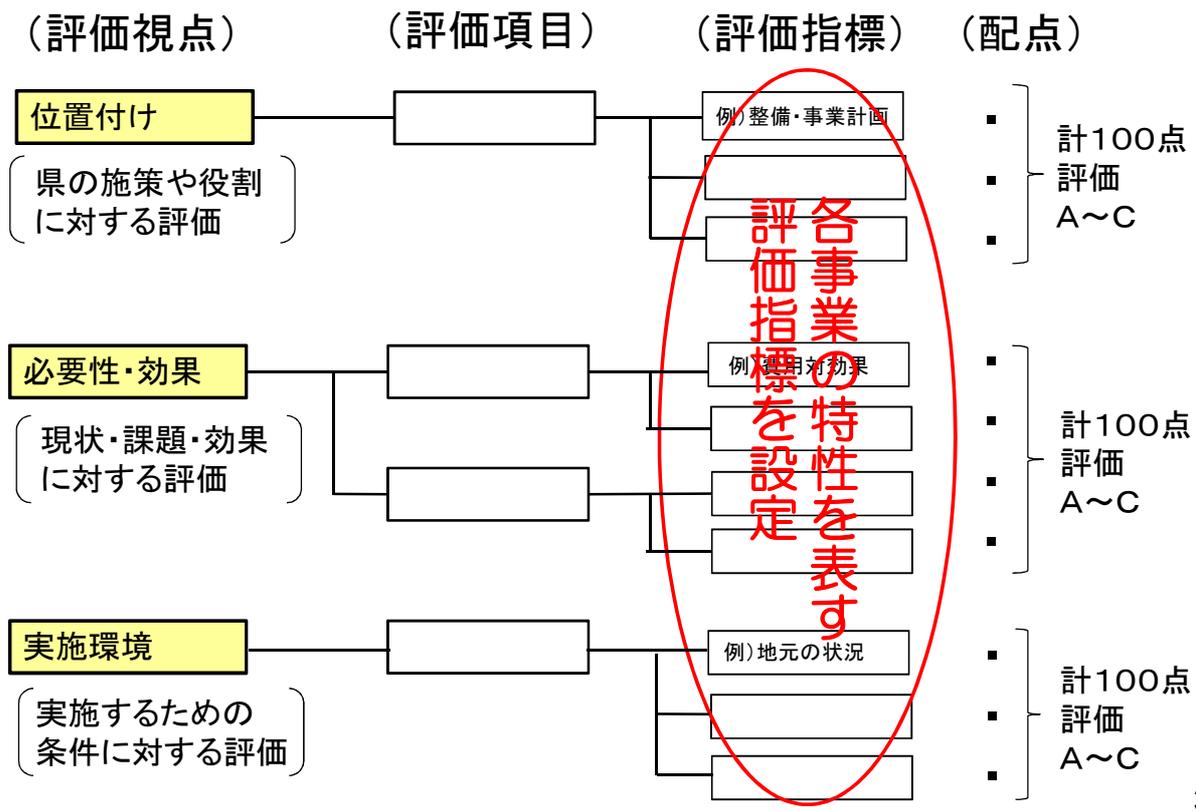
1

新規評価対象事業の分類



2

新規評価マニュアルの体系及び基準



3

新規評価マニュアルの体系及び基準

評価基準

◆ **評価視点** 毎の合計点によりA~Cに区分

| | 位置付け | 必要性・効果 | 実施環境 |
|---|----------|----------|----------|
| A | 80点以上 | 80点以上 | 80点以上 |
| B | 60~80点未満 | 60~80点未満 | 60~80点未満 |
| C | 60点未満 | 60点未満 | 60点未満 |

判断基準

◆ **評価視点** 毎の評価結果(A~C)を組み合わせてランク付け

| ランク | 整備方針 | 評価の組み合わせ |
|-----|------------|----------------------------|
| I | 優先的に事業を実施 | AAA、AAB |
| II | 事業を実施 | ABB、BBB |
| III | 新規着手を見合わせる | AAC、ABC ACC、BBC、BCC、CCC |

4

佐賀県公共事業評価監視委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐賀県が実施する公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、佐賀県公共事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営その他の委員会の設置に関し必要な事項を定めるものである。

(所掌事務)

第2条 委員会は、知事の諮問に基づき、次の事項について審議する。

- (1) 佐賀県が作成する「新規評価マニュアル」の策定、変更に関する事項
- (2) 佐賀県が実施している公共事業の継続の適否について佐賀県が行った評価（以下「再評価」という。）に関する事項
- (3) 佐賀県が実施した公共事業の効果、環境の影響等について佐賀県が行った評価（以下「事後評価」という。）に関する事項
- (4) その他前(1)、(2)、(3)に規定する新規評価マニュアル及び再評価、事後評価の答申に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員数は、委員総数の10分の4未満とならないものとする。また、委員の年齢が40歳代以下の委員数は、委員総数の10分の3未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(委員)

第4条 委員は、県内の実情に精通した、公平な立場にある有識者のうちから、知事が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、その職務を遂行するに当たっては、公平普遍の立場で審議をしなければならない。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 1 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことはできない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長が特に緊急の必要があると認めるときは、文書その他の方法による審議により、会議をすることができる。この場合において、委員長はその結果を次の会議に報告しなければならない。

5 前項の規定による審議は、第3項の場合と同様に委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、県土整備部県土企画課に置く。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

2 本要綱の施行に伴い、「佐賀県公共事業評価監視委員会委員設置要領（平成27年10月16日）」は廃止する。

佐賀県公共事業評価実施要領

(目的)

第1条 この要領は、佐賀県（以下「県」という。）が実施する公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、次の3つの公共事業評価を行うことを目的とする。

- (1) 新たに着手する事業箇所について、事業着手の適否に関する評価（以下「新規評価」という。）を行う。
- (2) 事業採択後一定期間が経過した事業について、事業継続の適否に関する評価（以下「再評価」という。）を行う。
- (3) 既に完了した事業について、事業完了後の効果、環境への影響等に関する評価（以下「事後評価」という）を行う。

(対象事業)

第2条 公共事業評価の対象とする事業は、県が実施する別紙1に掲げる事業で、災害復旧等緊急を要する事業や全体事業費が1千万円未満の小規模な事業、又は別紙2の事業を除いた事業うち、次のとおりとする。

- (1) 新規評価は建設、維持・管理など新たに事業に着手しようとする事業を対象とする。
- (2) 再評価は次の事項に該当する事業を対象とする。ただし、維持・管理に係る事業は除く。
 - ① 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
 - ② 事業採択後10年間を経過した時点で継続中の事業。ただし、国の再評価実施要領等で定められた地方公共団体が実施する再評価対象事業については、当該実施要領等に従い実施する。
 - ③ 準備・計画段階で5年間が経過している事業。ただし、次に掲げる事業で、着工時の個別事業箇所が明確なものに限る。
 - ア 地域高規格道路に係る事業、連続立体交差事業等で大規模なもの（着工準備費を予算化したものに限る。）。
 - イ 実施計画調査費を予算化したダム事業。
 - ④ 前回の再評価実施後5年間が経過した時点で継続中又は未着工の事業。
なお、再評価実施後5年間が経過する前に、工期延長または事業費増額の変更を行う事業については、変更前の工期内かつ変更前の事業費を超過する前までに再評価を実施する。ただし、国の再評価実施要領等で定められた地方公共団体が実施する再評価対象事業については、当該実施要領等に

従い実施する。

⑤ 社会経済情勢の急激な変化等により見直しの必要が生じた事業。

(3) 事後評価は次の事項に該当する事業を対象とする。ただし、維持・管理に係る事業は除く。

① 事業完了後、おおむね5年を経過した事業。

② 上記以外の事業で特に事後評価を実施する必要が生じた事業

(実施時期)

第3条 公共事業評価の実施時期は次のとおりとする。ただし、緊急的に公共事業評価を実施する必要が生じた場合は、その都度公共事業評価を実施する。

(1) 新規評価は、原則、新たに事業に着手しようとする年度の前年度末までに実施する。

(2) 再評価を実施する時期は、次のとおりとする。

① 第2条(2)①、③、④の事業にあつては、5年目の年度末までに再評価を実施する。

② 第2条(2)②の事業にあつては、10年目の年度末までに再評価を実施する。

(3) 事後評価は、事業完了後、おおむね5年を経過した年度末までに実施する。

(公共事業評価監視委員会への諮問)

第4条 県は、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、公共事業評価の結果等について第三者の意見を求めるため、別途定める学識経験者等で構成される佐賀県公共事業評価監視委員会（以下「委員会」という）へ諮問を行う。

(公共事業評価の実施及び評価手法)

第5条 公共事業評価の実施主体は県とし、公共事業評価の実施及び評価手法については次のとおりとする。

(1) 新規評価の実施については次のとおりとする。

① 新規評価は次の視点から行うものとする。

ア 事業の位置付け

イ 事業の必要性・効果

ウ 事業の実施環境

② 事業の客観的な新規評価を実施するため、県は、各事業の新規評価の視点ごとに、別に定める評価指標、評価基準及び判断基準からなる新規評価マニ

マニュアル（以下「評価マニュアル」という。）を策定する。

- ③ 事業所管課は、評価マニュアルに基づき、対象事業箇所ごとに評価の結果をとりまとめた新規評価調書を作成し委員会へ報告を行う。
- ④ 事業所管部局は、評価調書に基づき審議を行い、新規事業箇所採択に向けての要求方針を決定する。
- ⑤ 県は評価マニュアルを策定するに当たっては、あらかじめ、委員会に諮問するものとし、これを変更する場合も同様とする。
- ⑥ 県は委員会からの意見を受けて評価マニュアルを策定し、または変更するものとする。
- ⑦ 県は、評価マニュアルの改善の必要性について随時検討を行うとともに、改善の必要性が生じた場合には、速やかに、委員会に諮り、その改善に努めるものとする。

(2) 再評価の実施については次のとおりとする。

- ① 再評価は次の視点から行うものとする。
 - ア 事業の進捗状況
 - イ 事業を巡る社会情勢等の変化
 - ウ 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化
 - エ コスト縮減や代替案立案等の可能性
- ② 事業所管課は、対象事業ごとに今後の対応方針等を取りまとめた再評価調書を作成し、委員会へ諮問を行う。
- ③ 再評価調書の作成に当たっては、国が事業種別ごとに定めた再評価実施要領を参考とするものとする。
- ④ 市町村に対して、国の再評価実施要領及び県の公共事業評価実施要領等を参考に評価体制、評価手法等の整備を行い、公共事業の再評価を実施するよう要請するものとする。

(3) 事後評価の実施については次のとおりとする。

- ① 事業所管課は事後評価に係る資料の収集・整理を行い、事後評価調書を作成する。
- ② 事後評価調書の作成に関し必要な事項は別に定める。
- ③ 県は、事後評価調書を委員会へ諮問する。
- ④ 県は、委員会からの答申を尊重し、事後評価結果を今後実施する事業の計画又は実施中の事業に反映するように努め、必要に応じて新規評価・再評価手法の見直しについて検討を行うものとする。

2 委員会の意見は最大限に尊重するものとする。

(評価マニュアル及び公共事業評価結果の公表)

第6条 県は、策定、又は変更を行った評価マニュアル及び公共事業評価の結果を公表するものとする。

(庶務)

第7条 公共事業評価に関する庶務は、県土整備部県土企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要領で定めるもののほか公共事業評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は平成28年 4月 1日から実施する。
- 2 本要領の施行に伴い、「佐賀県公共事業新規評価実施要綱（平成22年10月28日）」、「佐賀県公共事業再評価実施要綱（平成26年10月30日）」、「佐賀県公共事業事後評価実施要綱」（平成17年6月30日）は廃止する。
- 3 この要領は令和2年 4月 1日から実施する。

別紙1

県が行う事業の範囲は、県が事業主体である公共事業のうち、道路事業、河川事業、海岸事業、砂防事業、ダム事業、都市計画事業、住宅事業、港湾事業、農業農村整備事業、森林整備事業、治山事業及び漁港漁村整備事業とする。

別紙2

- 1 準備・計画段階に要する費用を予算化しようとする事業
- 2 箇所を特定せずに予算化しようとする事業
- 3 事業途上で行う維持管理等の事業
- 4 既存施設の機能障害除去や取り壊し等の事業
- 5 災害復旧に伴い必要となる事業
- 6 他事業との合併施行等に伴う受託事業